日調連発第３０６号
平成３０年３月１９日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法定相続情報証明制度に関するＱ＆Ａ（平成 30 年 3 月追加）の送付について

標記のＱ＆Ａにつきましては、平成 29 年 9 月 11 日付け日調連発第 140 号をもって「法定相続情報証明制度に関するＱ＆Ａ」を送付し、その後、平成 29 年 12 月 20 日付け日調連発第 240 号をもって「法定相続情報証明制度に関するＱ＆Ａ（平成 29 年 12 月追加）」を送付したところでありますが、この度、法務省民事局民事第二課から、「法定相続情報証明制度の創設に伴う質疑事項集（平成 30 年 2 月 6 日現在)」の参考提供を受け、同質疑事項集に新たに追加された事項で土地家屋調査士の業務に関係する箇所を別添 1 のとおり同Ｑ＆Ａに追加しましたので送付します。

なお、追加した事項は、別添 2 を参照願います。

別添１

法定相続情報証明制度に関するＱ＆Ａ（平成30年3月追加）

日本土地家屋調査士会連合会

概要

Ｑ１　法定相続情報証明制度の創設の目的は何か。

Ａ１　相続登記が未了のまま放置されることは、所有者不明土地問題や空き家問題を生じさせる大きな要因の一つであるとされ、平成28年6月に相続登記の促進のための制度が閣議決定されたことを受けて、相続人の相続手続における手続的な負担軽減と新たな制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しの契機を創出することにより、今後生じる相続に係る相続登記について、これが未了のまま放置されることを防止し、相続登記を促進するため、新たな制度を創出したものである。

Ｑ２　法定相続情報一覧図つづり込み帳とは何か。

Ａ２　新たに創設されたつづり込み帳である(不動産登記規則（以下「規則」という。）第18条第35号)。法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出に際し法務局に提出された法定相続情報一覧図はこのつづり込み帳につづり込まれ、これに基づき認証文が付された法定相続情報一覧図の写しが交付される。

Ｑ３　法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間はどのようになっているのか。

Ａ３　法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間は、作成の年の翌年から5年間とされている（規則第28条の2第6号)。※ 5年間の始期は作成の年の翌年の1月1日である。

Ｑ４　法定相続情報一覧図とは何か。

Ａ４　登記名義人等について相続が開始した場合において、特定の被相続人の死亡時における相続人を一覧図又は箇条書きにした書面のことである。いわゆる相続関係説明図とは異なり、被相続人及び相続人の本籍地は記載せず、相続人の相続分も記載しない。

被相続人の相続関係を証する戸籍から判明する全ての法定相続人（代襲相続人を含む。）が記載されていればよく、相続関係説明図のような図示の形式に限られない。

また、法定相続情報一覧図を作成した申出人又はその代理人は署名又は記名押印し、併せて住所を併記する。さらに、代理人が戸籍法第10条の2第3項に掲げる者である場合は、住所については事務所所在地とし、併せてその資格の名称も記載する。

Ｑ５　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出ができる者は誰か。

Ａ５　被相続人の相続人又は当該相続人の地位を相続により承継した者である(規則第247条1項柱書)。代理人からの申出については、Ｑ６を参照

Ｑ６ 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は代理人によってできるのか。また、職務上請求により戸籍等の取得はできるのか。

Ａ６　前段､可能である。代理人が申出する場合は、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名を申出書に記載する必要がある。また、申出人のその委任による代理人にあっては、その親族又は戸籍法第10条の2第3項に掲げるもの(いわゆる士業者)に限定されている(規則第247条第2項2号)。なお、親族については、民法に規定する親族をいう。

後段、可能である。戸籍法第10条の2第1項各号に定める事由を有する者から申出を行うことの委任を受けた戸籍法第10条の2第3項に掲げるもの（いわゆる士業者）は、職務上請求により戸籍等の取得ができる。なお、職務上請求書の記載例は、次のとおりである。

［戸籍謄本等職務上請求書　記載例］

利用目的の種別	２
事件の種類	法定相続情報一覧図の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出の代理
依頼者の氏名又は名称	甲野乙郎
依頼者について該当する事由	戸籍法第10条の2第1項：☑1号　□2号　□3号
上記に該当する具体的事由	平成〇年〇月〇日死亡した被相続人〇〇の相続人として、相続に起因する〇〇の手続を行うため

Ｑ７ 法定相続情報一覧図保管及び一覧図の写しの交付の申出はどこにするのか。

Ａ７　被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してすることができると規定されている(規則第247条第1項)。その際、郵送による申出も可能とされている。申出をすることができる登記所は、申出人の利便性を考慮して申出人による選択が可能となっている。

例えば、申出人が東日本大震災における電子力発電所の事故により避難している避難者については、当該避難者の避難場所の地を管轄する登記所に対して申出をすることができる。

Ｑ８ 申出書の添付書類はどのようなものか(規則第247条3項)

Ａ８　①　被相続人（代襲相続がある場合は、被代襲者を含む。）の出生時から死亡時までの戸籍及び除籍の謄本

なお、被相続人や被代襲者の除籍謄本等の一部が滅失しているときは、当該除籍等に代えて、「除籍等の謄本が交付できない」旨の市区町村長の証明書でも差し支えない。

また、旧樺太に本籍を有していた者であって、就籍許可により新たな戸籍が編製されている場合には、一部の除籍等を添付することができないこととなるが、上記の「除籍等の一部が滅失していることにより、その謄本が添付できない場合」に準ずるものとして、一部の除籍等を添付することができないことが明らかである場合は、その旨の市町村長の証明書の添付を求めることなく法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすることができる。

これに対し、例えば被相続人が日本国籍を有しないなど戸除籍謄抄本の全部又は一部を添付することができない場合は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすることはできない。

②　被相続人の最後の住所を証する書面

なお、最後の住所を証する書面が廃棄されていて取れないときは、申請書及び一覧図には、最後の住所の記載に代えて被相続人の最後の本籍地を記載する。

また、本制度においては、住所を証する書面として、印鑑証明書を使用することができる。

③　相続人の戸籍謄抄本

④　相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する戸籍謄抄本等

⑤　申出書に記載されている申出人の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他公務員が職務上作成した書面

※　いわゆる本人確認資料であるが、運転免許証のコピー（原本と相違ない旨の記載がされたもの）などがこれらに当たる。

⑥　代理人の権限を証する書面

Ｑ９ 代理人によって申出をする場合、代理人の権限を証する書面としてどのような書面が必要となるのか。

Ａ９　法定代理人と任意代理人によって異なる。

ア　法定代理人の場合

・ 親権者及び未成年後見人→未成年者に係る戸籍謄本等

・ 成年後見人又は代理権付与のある保佐人・補助人→後見登記等の登記事項証明書

・ 不在者財産管理人・相続財産管理人の場合→選任に係る審判書

イ　任意代理人の場合

・ 親族→申出人との親族関係が分かる戸籍の謄本等
・ 士業者→士業者代理人所定の身分証明書の写し等。

なお、身分証明書の写しと同様に、当該資格者代理人の職印に係る印鑑証明書（職印証明書）の写し（原本と相違ない旨の記載はないもの）でも差し支えない。

また、代理人が土地家屋調査士法人等の場合に添付される当該法人の登記事項証明書は、単に資格者代理人であることを証するのみならず、当該法人の代表者の資格を証することをも兼ねるものであるため原本の添付が必要となる。

なお、代理人の権限を証する書面について、原本の添付に加えて、代理人が原本と相違ない旨を記載し、署名又は記名押印をした謄本が添付された場合、登記官はそれらを確認の上、原本を返却する。

・ 委任状

Ｑ１０ 申出書のひな形及び一覧図のひな形はあるのか。

Ａ１０　法務省により、申出書については、別記第1号様式が示されている。また、法定相続情報一覧図については、法務局ウェブサイトに掲載されている。

Ｑ１１ 一覧図は箇条書きのものでもよいのか。

Ａ１１　可能である。

Ｑ１２ 再交付の申出は可能か。

Ａ１２　可能である。規則第247条各項の規定(同条第3項第1号から5号まで及び第4項を除く。)は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し一覧図の写しの再交付の申出をする場合に準用されている(規則第247条第7項)。

添付書面については、規則第247条第7項において準用する同条第3項第6号及び7号を参照のこと(つまり、本人確認書類と代理人の権限を証する書面のみ)。なお、再交付申出書の様式については、法務省から別記第2号様式が示されている。

Ｑ１３ 法定相続情報一覧図に不備があった場合の取扱いについて

Ａ１３　添付された法定相続情報一覧図の記載に誤りや遺漏がある場合、登記官は、申出人又は代理人にその旨を伝え、速やかに訂正をさせ、正しい法定相続情報一覧図の添付を求めることとなる。

また、添付書類が不足している場合、登記官は、申出人等に不足している添付書面を伝え、一定の期間内に補完するように指示する取扱いになっている。

平成29年4月17日付け法務省民二第292号通達　第2　7(2)を参照。

Ｑ１４　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出のみの受託はできるのか。

Ａ１４　可能である。ただし、一覧図及び申出書は一定の相続手続を行う事を目的として作成されるものであり、申出書には利用目的も記載することから、一覧図の写しの交付を受けることのみを目的とすることはできないことに注意が必要である。

Ｑ１５　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出において、昭和22年5月2日までの間のいわゆる旧民法（明治31年法律第9号）下において生じた相続についても、申出することができるか。

Ａ１５　可能である。

Ｑ１６　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出において、相続財産管理人が選任されているとき、当該管理人が被相続人の法定相続情報一覧図に係る申出をする場合は、どのようにしたらよいか。

Ａ１６　例えば、被相続人（便宜、法務太郎とする。）の姉（便宜、法務花子とする。）が唯一の相続人であったが、この姉も後に死亡したことで、相続人不存在となり、相続財産管理人が選任されているとき、当該管理人が被相続人法務太郎の法定相続情報一覧図に係る申出をする場合の取扱いは、次のとおり。

１　申出書の記載

(1) 申出人の表示は、氏名として「亡法務花子相続財産」、住所として法務花子の最後の住所、続柄として「姉」とする。

(2) 代理人の表示は、当該管理人の氏名及び住所（事務所）を記載するほか、相続財産管理人であること及び資格者代理人である場合はその資格名称を併記し、法定相続人をチェックする。

２　法定相続情報一覧図の記載

作成者として、当該管理人の資格名称、氏名及び住所（事務所）を記載するほか、「亡法務花子相続財産管理人（申出人）」と併記する。

Ｑ１７　いわゆる旧民法下において、同一人について隠居による家督相続と死亡による遺産相続が生じている場合は、どのようにしたらよいか。

Ａ１７　次の点に留意するものとする。

なお、隠居による家督相続の後、いわゆる新民法下において同一人が死亡（昭和２３年１月１日以降）した場合もこれに準じる。

１　作成すべき法定相続情報一覧図について

原則、隠居による家督相続を表す一覧図及び死亡による遺産相続を表す一覧図の両方を作成すべきであるが、申出人の任意により、隠居による家督相続を表す一覧図のみの作成でも差し支えない（死亡による遺産相続を表す一覧図のみの作成は不可。）。

なお、両方を作成するときは、各葉に１／２、２／２などと付番する。

２　相続発生の事由の記載について

隠居による家督相続を表す一覧図については、死亡の年月日に代えて隠居の年月日を記載し、相続人の続柄に家督相続人である旨を併記するか、又は隠居の年月日の付近に家督相続である旨を併記する。

死亡による遺産相続を表す一覧図については、死亡の年月日はそのままに、相続人の続柄に遺産相続人である旨を併記するか、又は死亡の年月日の付近に遺産相続である旨を併記する。

３　被相続人の本籍の記載について

隠居による家督相続を表す一覧図については、被相続人の最後の本籍（平成29年4月17日付け法務省民二第292号民事局長通達第２　５(2)）ではなく、便宜、隠居時の本籍を記載することでもよい。

Ｑ１８ いわゆる旧民法下において、死亡による家督相続が生じている場合は、どのようにしたらよいか。

Ａ１８　死亡による家督相続を表す一覧図を作成し、相続人の続柄に家督相続人である旨を併記するか、又は死亡の年月日の付近に家督相続である旨を併記することでよい。

別添２

法定相続情報証明制度に関するＱ＆Ａに追加した項目（平成30年3月追加）

Ｑ１７ いわゆる旧民法下において、同一人について隠居による家督相続と死亡による遺産相続が生じている場合は、どのようにしたらよいか。

Ａ１７　次の点に留意するものとする。

なお、隠居による家督相続の後、いわゆる新民法下において同一人が死亡（昭和２３年１月１日以降）した場合もこれに準じる。

１　作成すべき法定相続情報一覧図について

原則、隠居による家督相続を表す一覧図及び死亡による遺産相続を表す一覧図の両方を作成すべきであるが、申出人の任意により、隠居による家督相続を表す一覧図のみの作成でも差し支えない（死亡による遺産相続を表す一覧図のみの作成は不可。）。

なお、両方を作成するときは、各葉に１／２、２／２などと付番する。

２　相続発生の事由の記載について

隠居による家督相続を表す一覧図については、死亡の年月日に代えて隠居の年月日を記載し、相続人の続柄に家督相続人である旨を併記するか、又は隠居の年月日の付近に家督相続である旨を併記する。

死亡による遺産相続を表す一覧図については、死亡の年月日はそのままに、相続人の続柄に遺産相続人である旨を併記するか、又は死亡の年月日の付近に遺産相続である旨を併記する。

３　被相続人の本籍の記載について

隠居による家督相続を表す一覧図については、被相続人の最後の本籍（平成29年4月17日付け法務省民二第292号民事局長通達第２　５(2)）ではなく、便宜、隠居時の本籍を記載することでもよい。

Ｑ１８ いわゆる旧民法下において、死亡による家督相続が生じている場合は、どのようにしたらよいか。

Ａ１８　死亡による家督相続を表す一覧図を作成し、相続人の続柄に家督相続人である旨を併記するか、又は死亡の年月日の付近に家督相続である旨を併記することでよい。